

## 参 考 资 料

## 1. 廃棄物リサイクル関連法の全体像

我が国においては、生活環境の保全、資源の有効利用等の観点から、いわゆる循環型社会の構築が大きな課題となっている。このため、廃棄物の排出抑制、使用済製品・部品の再利用、原材料または熱エネルギーとしての利用などの再生利用を進めることにより、廃棄物の減量化を促進するとともに、安全で適正な廃棄物処理体制を整備することが重要な課題となっている。：

他方、悪質な不法投棄等不適正な処分の増大、最終処分場等廃棄物の適正処理に必要な施設の整備が進まないことなど、廃棄物の適正処理を確保するうえで様々な問題が生じている。

このような状況の中で、環境省（旧厚生省）は国民がより安心して生活できる循環型社会を形成するため、生活環境審議会に諮問し、同審議会は、平成11年12月に「当面講ずるべき廃棄物対策について（中間報告）」を取りまとめた。これを受けて、平成12年3月に、廃棄物の適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するための廃棄物処理法等の一部改正法案を平成12年5月の国会に提出した。

平成12年5月の国会においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律」のほか、「循環型社会形成推進基本法」、「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「再生資源の利用に関する法律の一部を改正する法律」及び「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」が成立し、廃棄物・リサイクル関連法体系が整備された。

平成14年7月には、使用済み自動車の再資源化等に関する法律が公布され、平成17年1月1日に本格施行されることとなった。

## 2. 循環型社会形成推進基本法

廃棄物・リサイクル対策については、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充・整備が図られているが、今日、我が国はつぎのような課題に直面し、これへの対処は喫緊の課題となっている。

- ① 廃棄物の発生量の高水準での推移  
→ 近年、一般廃棄物の発生量は約5千万トン、産業廃棄物の発生量は約4億トンで推移
- ② リサイクルの一層の推進の要請  
→ 平成8年度のリサイクル率は、一般廃棄物約10%、産業廃棄物約42%
- ③ 廃棄物処理施設の立地の困難性  
→ 平成8年度の最終処分場の残余年数は、一般廃棄物で8.8年、産業廃棄物で3.1年
- ④ 不法投棄の増大  
→ 不法投棄の件数は、平成10年度では1,273件と、平成5年度の4.6倍に増大

これらの問題の解決のため、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっている。

「循環型社会形成推進基本法」（以下「本法」という。）は、このような状況を踏まえ、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、

- (1) 廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、
- (2) 個別の廃棄物・リサイクル関連法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実行ある取組みの推進を図るものである。

なお、本法は、平成12年5月26日に成立し、平成12年6月2日に公布された。

本法の概要については、次頁に示す。

## 循環型社会形成推進基本法の概要

### 1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

### 2. 法の対象となる物を「循環資源」と定義

有価・無価を問わず、有用な廃棄物等を「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。

### 3. 処理の「優先順位」を初めて法定化

①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分との優先順位。

### 4. 国、地方自治体、事業者及び国民の役割分担を明確化

循環型社会の形成に向け、国、地方自治体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。特に、

- ① 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
- ② 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

### 5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。

- ① 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。
- ② 計画の策定に当たっては、中央審議会の意見を聴取。
- ③ 計画は、政府一丸となった取組を確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。
- ④ 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。
- ⑤ 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。
- ⑥ 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。

### 6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示

- 廃棄物等の発生抑制のための措置
- 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
- 「拡大生産者責任」を踏まえた措置  
(製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価)
- 再生品の使用の促進
- 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置。

### 3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （「廃棄物処理法」）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）は、昭和45年の第64回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において、他の公害関係法律とともに成立し、この間数多く廃棄物処理法の改正が行なわれた。

今回の廃棄物処理法の一部改正は、平成22年の第174回通常国会において成立し、平成23年4月1日より施行されることになっている。

#### 【廃棄物処理法の一部を改正する趣旨】

我が国においては、安全かつ適正に廃棄物を処理することができるような体制を整備すべく、これまで不適正処理対策を内容とする規制の強化を行ってきたところであるが、巧妙かつ悪質な不適正処理は依然として後を絶たず、また、廃棄物処理に対する不信感から廃棄物処理施設の立地が進まないといった悪循環が依然として根強く残っている。

一方で、廃棄物の再生利用が進んできているものの、排出抑制や焼却する際の熱回収は不十分な状況にある。

こうした状況を踏まえ、廃棄物処理に対する国民の信頼を回復しつつ、長期的な廃棄物の適正処理体制を構築し、循環型社会づくりを進めるため、排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、産業廃棄物処理業の優良化の推進、排出抑制の徹底、適正な循環的利用の確保、焼却時の熱利用の促進等を柱とする総合的な対策を講ずることとしたものである。

#### 【法律の概要】

##### 1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ① 産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ② 建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
- ③ 不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ④ 従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。

##### 2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ① 廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ② 設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者に維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。

### 3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ① 優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
- ② 廃棄物処理業許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取り消しが役員を兼務する他の業者の許可の取り消しにつながらないように措置。

### 4. 排出抑制の徹底

- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。

### 5. 適正な循環的利用の確保

- 廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。

### 6. 焼却時の熱利用の促進

- 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。

## 4. 資源の有効な利用の促進に関する法律 （「資源有効利用促進法」）

平成3年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法）（平成3年法律第48号）」を改正し、従来の再生資源の原材料としての再利用（リサイクル）対策の強化に加えて、使用済物品等及び副産物の発生抑制（リデュース）対策と再生物品の部品等としての再使用（リユース）対策を導入した「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）が制定された。

本法の概要については、以下に示す。

### 資源有効利用促進法の概要

事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による使用済物品等及び副産物の発生抑制対策や回収した製品の部品等の再使用対策を新たに講ずることとしている。

また、副産物の発生抑制及びリサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指している。

#### 1. 省資源化・長寿命化による使用済物品等及び副産物の発生抑制対策（リデュース）の推進

使用済物品等及び副産物の発生を抑制するため、製造事業者等に、製品の省資源化（製品に使用される原材料の量の削減）や耐久性の向上による長寿命化、修理体制の充実を促す。

#### 2. 部品等の再使用対策（リユース）の推進

製造業者に部品等の再使用（リユース）を容易にするような製品の設計等を促す。

製造業者に部品等の再使用（リユース）を促す。

#### 3. 事業者による回収・リサイクルの推進

リサイクルの必要性の高い製品（指定再資源化製品）について、事業者が自ら回収・リサイクル等を行なうことを促す。

#### 4. 特定省資源業種

以下に掲げる業種に属する事業者は、副産物の発生抑制等（原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制及び副産物の再生資源としての利用の促進）に取り組むことが求められている。

- ・ パルプ製造業及び紙製造業
- ・ 無機化学工業製品製造業（塩製造業を除く。）及び有機化学工業製品製造業

- ・ 製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業
- ・ 銅第一次製錬・精製業
- ・ 自動車製造業（原動機付自転車の製造業を含む。）

#### 5. 特定再利用業種

以下に掲げる業種に属する事業者は、再生資源又は再生部品の利用に取り組むことが求められている。

- ・ 紙製造業
- ・ ガラス容器製造業
- ・ 建設業
- ・ 硬質塩化ビニール製の管・管継手の製造業
- ・ 複写機製造業

#### 6. 指定省資源化製品

以下に掲げる製品の製造事業者（自動車については製造及び修理事業者）は、原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進その他の使用済物品等の発生抑制に取り組むことが求められている。

- ・ 自動車
- ・ 家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）
- ・ パソコン
- ・ ぱちんこ遊技機（回胴式遊技機を含む。）
- ・ 金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机及び回転いす）
- ・ ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機）

#### 7. 指定再利用促進製品

以下に掲げる製品の製造事業者（自動車については製造及び修理事業者）は、再生資源又は再生部品の利用の促進（リユース又はリサイクルが容易な製品の設計・製造）に取り組むことが求められている。

- ・ 自動車
- ・ 家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）
- ・ パソコン
- ・ ぱちんこ遊技機（回胴式遊技機を含む。）
- ・ 複写機
- ・ 金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机及び回転いす）
- ・ ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機）
- ・ 浴室ユニット、システムキッチン

- ・ 小型二次電池使用機器（電動工具、コードレスホン等の 28 品目）

## 8. 指定表示製品

以下に掲げる製品の製造事業者及び輸入事業者は、分別回収の促進のための表示を行なうことが求められている。

- ・ スチール製の缶、アルミニウム製の缶
- ・ ペットボトル
- ・ 小型二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）
- ・ 塩化ビニル製建設資材（硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙）
- ・ 紙製容器包装、プラスチック製容器包装

## 9. 指定再資源化製品

以下に掲げる製品の製造事業者及び輸入事業者は、自主回収及び再資源化に取り組むことが求められている。ただし、小形二次電池については密閉形蓄電池を部品として使用している製品の製造事業者及び輸入事業者も、当該密閉形蓄電池の自主回収に取り組むことが求められている。

- ・ パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む。）
- ・ 小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）

## 10. 指定副産物

以下に掲げる副産物に係る業種に属する事業者は、当該副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むことが求められている。

- ・ 電気業の石炭灰
- ・ 建設業の土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材

## 5. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 （「容器包装リサイクル法」）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）は、一般廃棄物の容積比で約6割、重量比で約2～3割を占め、かつ再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装廃棄物について、消費者による分別排出、市町村による分別収集及び特定事業者による再商品化という役割分担の下に容器包装のリサイクルを推進する法律である。同法は、平成7年に制定され、平成12年4月1日から完全施行されている。

容器包装の定義は、「商品の容器及び包装であって、びん、缶、紙、プラスチック製のものなど、商品に付されたすべての容器包装」とされている。但し、市町村が分別収集した段階で有価物となるもの（アルミ缶等）、商品以外のものに付されたもの（景品を包む紙袋、手紙やダイレクトメールを入れた封筒、家庭で付した容器や包装等）、役務（サービス）の提供に伴って付された容器包装（宅配業者が配送のために用いた箱等）は本法の適用除外とされている。

分別収集により集められた容器包装は、種類ごとに再商品化方法が定められている。基本的には、マテリアルリサイクル（材料リサイクル）を前提としているものの、材質が複雑で再商品化の困難性の高い、プラスチック製容器包装類や紙製容器包装類については、高炉還元や油化といったサーマルリサイクル的要素の高い再商品化も認められている。

本法の概要については、次頁に示す。

## 容器包装リサイクル法の概要

### 1. 特定事業者※に再商品化が義務づけられている特定分別基準適合物（法第2条第7項・規則第4条）は以下の4品目である。

- ガラス製容器（無色、茶色、無色又は茶色のもの以外のもの。）
- 紙製容器包装（段ボール製の容器等は除く。）
- ペットボトル（飲料又はしょうゆを充てんするためのものに限る。）
- プラスチック製容器包装（ペットボトルは除く。）

※ 特定事業者：ガラス製容器、ペットボトル、紙製又はプラスチック製の容器の製造事業者、それらを用いて商品を販売している事業者（輸入業者を含む。）及び紙製又はプラスチック製の包装を用いて商品を販売している事業者（輸入業者を含む。）

### 2. 再商品化義務の履行方法

特定事業者は再商品化を行なう際に、以下の3とおりの方法から選択できることとされている。

- 自主回収ルート（特定事業者が自ら又は委託によって回収。リターナルびんなど。）
- 指定法人ルート（指定法人へ再商品化を委託）
- 独自ルート（特定事業者が自ら又は委託によって再商品化を実施）

### 3. 指定法人ルートの再商品化の流れ

再商品化を行なう最も一般的な指定法人ルートの場合、再商品化の流れは以下のようである。

- 特定事業者は指定法人（（財）日本容器包装リサイクル協会）に一定の算出方法で定められた委託料金を支払う。

↓

- 指定法人は委託費を用いて、あらかじめ登録された再商品化事業者（一定の基準により申請者の中から選定）の中から入札により自治体の指定保管施設ごとに事業者を選定し、再商品化を委託する。

↓

- 委託を受けた再商品化事業者は、自治体の指定保管施設から再生化工場へ搬送し、再商品化を行なって利用事業者に有償で引き渡す。

### 4. 再商品化物の再利用以外の防止

再商品化事業者への委託費の支払いは、再商品化物が確実に利用事業者に引き渡されたことを指定法人が受領書や再商品化事業者の引渡し実績報告書等により確認した後に行ない、再商品化物が再商品化されず、最終処分等されることを防止することとしている。

## 6. 特定家庭用機器再商品化法 （「家電リサイクル法」）

廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）が平成10年6月に制定され、平成13年4月から施行されている。

本法の概要については以下に示す。

### 家電リサイクル法の概要

#### 1. 対象機器

対象機器は「特定家庭用機器」として以下の要件に該当するものを政令で指定されることとしている（法第2条第4項及び令第1条）。

- 市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの。
- 当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの。
- 当該機械器具の設計、又はその部品若しくは原材料の選択が、当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすと認められるもの。
- 当該機械器具の小売販売業者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となったものについて小売販売業者による円滑な収集を確保できると認められるもの。

《政令で指定されている特定家庭用機器》（平成10年11月27日政令第378号）

- ・ユニット形エアコンディショナー
- ・テレビジョン受信機（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）
- ・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- ・電気洗濯機・衣類乾燥機

#### 2. 「再商品化等」の定義（法第2条）

「再商品化等」とは、次の再商品化及び熱回収をいう。

《再商品化》

- 特定家庭用機器が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、自らこれを製品

の部品又は原材料として利用する行為

- 特定家庭用機器が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為

《熱回収》

- 特定家庭用機器が廃棄物となったものから分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性があるものを熱を得ることに自ら利用する行為
- 特定家庭用機器が廃棄物となったものから分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性があるものを熱を得ることに利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為

### 3. 関係者の役割

- 製造業者及び輸入業者（以下「製造業者等」という。）

製造業者等はあらかじめ指定した引取場所において、自らが製造等を行なった使用済み家電製品を引取り再商品化等を実施する。

引取った対象機器の廃棄物について一定基準以上再商品化等を行なわなければならない。

- 小売業者

小売業者は以下に掲げる引取り義務のある特定家庭用機器廃棄物を消費者から引取り、中古品として再使用する場合を除き、その機器を製造業者等に引き渡す。

- ・ 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき
- ・ 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき

- 事業者及び消費者

特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあつては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、小売業者等の収集若しくは運搬する者又は再商品化等をする者に適切に引渡し、収集運搬・再商品化等に関する料金の支払に応じることにより、小売業者等の収集若しくは運搬する者又は再商品化等をする者が家電リサイクル法の目的を達成するために行なう措置に協力する。

○ 都道府県及び市町村

都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努める。

また、市町村は、その収集した特定家庭用機器廃棄物を製造業者等又は指定法人に引渡すことができる。

4. その他

○ 管理票の交付（法第 43 条）

小売業者は排出者から特定家庭用機器廃棄物を引取るときは、製造業者等にまで確実な運搬を行なうこととして管理票を交付しなければならないこととされている。

○ 指定法人（法第 32 条）

主務大臣は指定法人を指定し、その指定法人は製造業者等の委託を受けて再商品化等を行なうこと、引取るべき製造業者等が存在しなく又は明らかでない場合の再商品化等を行なうことができることとされている。

## 7. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 （「建設リサイクル法」）

建設廃棄物は、産業廃棄物の排出量の約2割、不法投棄については投棄量の約6割を占めている。また、建築解体廃棄物については、昭和40年代以降に急増した建築物が更新の時期を迎え、今後、発生量の急激な増大が予想されている。

資源の有効利用を確保するように、特定の建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート及び木材）について分別解体や再資源化等を促進し、廃棄物の適正な処理が図られるように解体工事業者について登録制度を実施することなどにより、生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与するため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）が平成12年5月に制定された。

本法の概要については以下に示す。

### 建設リサイクル法の概要

#### 1. 分別解体等及び再資源化の義務づけ

一定の建設工事（対象建設工事）について、受注者に分別解体等及び再資源化等の義務づけを行なうことにより、建設廃棄物のリサイクルを推進する。

なお、分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、1)建築物の解体工事では床面積80㎡以上、2)建築物の新築又は増築の工事では床面積500㎡以上、3)建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が1億円以上、4)建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が500万円以上と定められている。

#### 2. 分別解体等及び再資源化等の実施の流れ

分別解体等及び再資源化等の実施義務を建設工事の受注者に負わせているが、対象建設工事の発注者又は自主施工者は、分別解体等の計画等について都道府県知事に届け出なければならないなど発注者も大きな役割を有している。

一般的な実施の流れは以下のとおりである。

- 1 元請業者から発注者への説明
- 2 発注者から都道府県知事への工事の届出
- 3 元請業者等から下請業者への告知
- 4 分別解体等及び再資源化等の実施
- 5 元請業者から発注者への報告

### 3. 分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置

分別解体等及び再資源化等の適正な実施を確保するため、解体工事業者の登録制度等の措置を講じている。これによって解体工事業者に最低限必要となる資質・技術力を確保していくこととしている。

### 4. 基本方針における再資源化等に関する目標やリサイクル材の利用促進方策等の策定

建設廃棄物のリサイクルを総合的かつ計画的に推進していくためには、国がそのための基本的な方向を示し、建設工事の発注者、受注者、地方公共団体等の関係者の役割分担を明示するとともに、これに基づく各々の適切な取組みを促していくことが必要である。

このため、国は次の事項を盛り込んだ基本方針を策定し、公表することとしている。

- 1 分別解体等及び再資源化等の促進等の基本的方向
- 2 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3 再資源化等に関する目標の設定その他再資源化等の促進のための方策に関する事項
- 4 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項
- 5 環境の保全に資するものとしての分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に関する事項
- 6 その他重要事項

なお、この基本方針は平成13年1月17日に告示されており、特定建設資材廃棄物の平成22年度の再資源化等率を95%としたり、国の直轄事業における特定建設資材廃棄物の最終処分量を平成17年度までにゼロとするなどの目標を掲げている。

また、都道府県知事は、この基本方針に即し、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めることとしている。

## 8. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 （「食品リサイクル法」）

食品廃棄物は、一般廃棄物で見ると、その排出量の約3割を占めているにもかかわらず、その再生利用率は食品廃棄物全体の約1割にとどまっている。そこで、これら食品廃棄物等の排出の抑制等を図るため、食品循環資源の再生利用等にかかわる各主体の責務、食品関連事業者の基準に基づく再資源化等の実施を内容とする食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）が平成12年5月に制定された。

一般家庭やレストラン、ホテル等の飲食店で発生する食べ残し、スーパー、コンビニエンスストア等で発生する売れ残り品、食品メーカー等で発生する動植物性の加工残さなどに代表される食品廃棄物等のリサイクルに関する仕組みを一体的かつ総合的に整備したものである。

また、廃棄物処理法や肥料取締法の特別法としての性格も有していることから、運用に当たっても関係行政機関が一体となって、効果的・効率的な対応がなされるよう留意することが必要である。

本法の概要については以下に示す。

### 食品リサイクル法の概要

事業者及び消費者は、食品廃棄物の発生抑制等に努め、食品関連事業者は、主務大臣の判断基準（食品関連事業者の判断の基準となるべき事項）に従った再生利用、発生抑制、減量により、再生利用等に取り組むこととされている。

食品リサイクルの実行にあたっては、再生利用事業を的確に実施しうる者として、一定の要件を満たすものについて、主務大臣による登録制度を設けることとし、これにより、優良なリサイクル業者の育成等を図ることとしている。

また、主務大臣は法律の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは食品関連事業者に対して食品循環資源の再生利用等について必要な指導及び助言をすることができ、食品関連事業者の食品循環資源の再生利用等が著しく不十分であると認めるときには（年間の食品廃棄物等の発生量が100t以上のもの）勧告及び命令を行なうことができる。

#### 1. 基本方針

主務大臣は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量を総合的かつ計画的に推進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を定めることとされており、平成13年5月30日付けで基本方針が定められている。

基本方針には、以下の事項について定めることとされている。

- ① 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
  - ② 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標
  - ③ 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項
  - ④ 環境保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
  - ⑤ その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項
- なお、再生利用等の量に関する目標を、平成 18 年度に発生する量の 20%以上と定めている。

## 2. 定義

食品リサイクル法では「食品廃棄物等」や「食品循環資源」などについて規定しているが、この内容については、以下のように定義されている。

- ① 「食品」＝飲食料品のうち薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
- ② 「食品廃棄物等」＝以下の物品
  - 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
  - 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの
- ③ 「食品循環資源」＝食品廃棄物等のうち有用なもの
- ④ 「食品関連事業者」＝以下の者
  - 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行なう者
  - 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行なう者
- ⑤ 「再生利用」＝以下に掲げる行為
  - 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること
  - 食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること
- ⑥ 「減量」＝脱水、乾燥その他の主務省令で定める方法により食品廃棄物等の量を減少させること

## 3. 再生利用を実施するための措置

- ① 食品循環資源の肥飼料化等を行なう事業者についての登録制度を設け、委託による再生利用を促進。この場合、廃棄物処理法の特例等（運搬先の許可不要、料金の上限規制をやめ事前の届出制を採用、差別的取扱の禁止）及び肥料取締法・飼料安全法の特例（製造・販売の届出不要）を講ずる。
- ② 食品関連事業者が農林漁業者等の利用者や肥飼料化等を行なう者と共同して再生利用事業計画を作成、認定を受ける仕組みを設け、三者一体となった再生利用を促進。

## 9. 使用済自動車の再資源化等に関する法律 （「自動車リサイクル法」）

この場合、廃棄物処理法の特例等及び肥料取締法・飼料安全法の特例を講ずる。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が平成14年7月に制定された背景には、次のような事情があった。

- ① 年間約500万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み、資源として価値が高いものであるため、従来は、解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行なわれてきた。
- ② 最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷により、使用済自動車の逆有償化がこの数年で顕著になり、不法投棄・不適正処理の懸念も生じている。また産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっている。
- ③ このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、新たなリサイクル制度を構築することが必要となっている。

以上のような背景から、自動車製造業者や解体業者等がそれぞれの役割のもとに使用済自動車を適正に処理することにより、資源の有効な利用の確保等を図ることとして、自動車リサイクル法が制定され、平成17年1月1日から、本格施行されている。

本法の概要については以下に示す。

### 自動車リサイクル法の概要

自動車製造業者、引取業者（販売業者や整備業者等）、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者、自動車所有者の役割を明らかにし、リサイクルに必要な費用について、負担方法や管理方法を規定してそれぞれの責任のもとに使用済自動車を適正に管理し、資源の有効な利用の確保等を図ることとしている。

リサイクルに必要な費用は、自動車の所有者が負担することとされている。この点については、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）と趣旨を同じくしているが、その料金の負担の時期は、新車について購入時又は既販車については最初の車検時までとされ、使用済自動車にする前に負担することとしている。

法律の骨子は以下のようなものである。

#### 1. 基本的な役割分担（関係者に義務付け）

- ① 自動車製造業者、輸入業者（主務大臣の認定制）

「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、自らが製造又は輸入した自動車が使用済み

となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ及びシュレッターダストを引取り、再資源化（フロン類については破壊。以下同じ。）をリサイクル率に関する基準に従って行なう。

なお、リサイクル義務履行が難しい小規模な自動車製造業者等（自動車の生産・輸入量が委託の直前5年間のいずれかにおいて、1万台に満たないもの。）から委託を受けて再資源化を行なう第三者機関（(財)自動車リサイクル促進センターを指定。）を設ける。

② 自動車所有者

使用済となった自動車を引取業者に引き渡す。

③ 引取業者（都道府県知事の登録制）

正当な理由がある場合を除き、自動車所有者から使用済自動車を引取り、フロン類が充填されている場合はフロン類回収業者に、その他の場合は解体業者に引き渡す。

④ フロン類回収業者（都道府県知事の登録制）

正当な理由がある場合を除き、引取業者から使用済自動車を引取り、フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す（自動車製造業者等にフロン類の回収費用を請求できる）。

フロン類を回収した後、使用済自動車を解体業者に引き渡す。

⑤ 解体業者（都道府県知事の許可制）

正当な理由がある場合を除き、引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車を引取る。使用済自動車の解体に当たり、有用な部品を分離して再資源化を行ない、エアバッグを回収して、それを自動車製造業者等に引き渡す。

解体が終了した使用済自動車を破砕業者に引き渡す。

⑥ 破砕業者（都道府県知事の許可制）

正当な理由がある場合を除き、解体業者から使用済自動車を引取る。

使用済自動車の破砕、圧縮等に当たり、有用な金属を分離して再資源化を行ない、シュレッターダストを自動車製造業者等に引き渡す。

## 2. 費用負担の方法

① 使用済自動車の再資源化に要する費用に関し、自動車製造業者等がリサイクル料金をあらかじめ定め、公表する。これにより、自動車製造業者間の競争が生じ、リサイクル容易な自動車の設計・製造や所有者が支払う料金の低減が図られる。不適切な料金設定に対しては、国が是正を勧告・命令できるものとする。

② 自動車の所有者は、新車の購入時（制度施行時に使用中の自動車は最初の車検時まで）にリサイクル料金を支払う。

③ 自動車製造業者等の倒産・解散による滅失等を防ぐため、リサイクル料金は、資金管理法人（(財)自動車リサイクル促進センターを指定）が管理する。

自動車製造業者等は、再資源化の実施に当たり、資金管理法人に対して料金の払渡しを請求できることとする。なお、資金管理法人は、高い透明性・公開性を確保する。

### 3. 情報管理システム

- ① 使用済自動車が各段階の事業者において確実に引渡し・引取りされたことを確認できる情報管理システムを構築する。
- ② 情報管理システムの情報を資金管理法人から自動車製造業者等への料金の払渡しの根拠としても活用する。
- ③ 膨大な情報処理が必要なため、電子マニフェストを導入する。

### 4. 廃棄物処理法との調整

自動車リサイクル法では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）との関係を明確にしている。

基本的に、使用済自動車の処理については、自動車リサイクル法に別段の定めがある場合を除き、廃棄物処理法を適用される。使用済自動車、解体自動車（解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く。）指定回収物品、シュレッダーダストについては、これらを廃棄物とみなすこととしている。

### 5. その他

- ① カーエアコンからのフロン類の回収については、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン回収破壊法」という。）の枠組みを基本的に引き継ぎつつ、自動車リサイクル法の中で一体的に扱う。
- ② 現在廃棄物処理法に基づく業の許可を受けて使用済自動車の解体、破砕を行なっている者及びフロン類回収破壊法に基づく登録を受けてカーエアコンの引取り、フロン類の回収を行なっている者については、自動車リサイクル法に基づく許可制度又は登録制度に容易に移行できるよう配慮するなど、所要の経過措置を設ける。
- ③ 今までに講じられてきた種々不法投棄対策に加え、運搬費がかさむ離島において使用済自動車の円滑な引渡しを確保するための対策を講ずるなど、使用済自動車の不法投棄対策の一層の強化を図る。

## 10. 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

### （「海岸漂着物処理推進法」）

近年、我が国の海岸に、国内や周辺の国又は地域（以下「周辺国」という。）から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。

我が国に漂着する海岸漂着物は、地域によっては周辺国から我が国の海岸に漂着するものが多いと言われている。国内に由来して発生する海岸漂着物は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものであって、海岸を有する地域にとどまらず我々の日頃の行動や社会の有様を写し出す鏡であるとも言える。このため、我が国の美しい山河と豊かな海を守っていくためには、海岸漂着物の問題に対して、海岸を有する地域だけでなく、広範な国民による取組が必要となっている。

こうした状況を踏まえ、平成21年7月に、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が制定された。

本法の概要については、以下に示す。

#### 【目 的】

○海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図る。

#### 【基本理念】

- 総合的な海岸の環境の保全及び再生  
～良好な景観の保全、生物の多様性の確保に配慮～
- 責任の明確化と円滑な処理の推進  
～海岸管理者等をはじめとする関係者の責任の明確化～
- 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制  
～山から川、海へとつながる国民共通の課題～
- 海洋環境の保全  
～豊かで潤いのある国民生活に不可欠～

○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

～国民の積極的な取組を促進～

○国際協力の推進

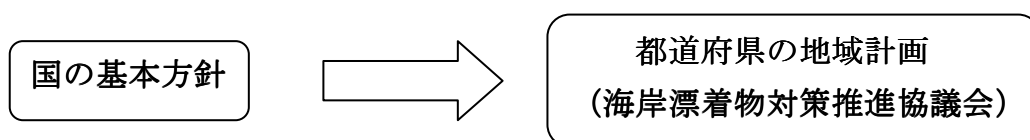
～我が国及び周辺国にとって共通の課題～

### 【責務・連携の強化】

①国の責務 ②地方公共団体の責務 ③事業者及び国民の責務

④海岸を有する地域のみならずすべての地域における関係者間の連携の強化

### 【基本方針・地域計画の策定等】



### 【海岸漂着物等の円滑な処理】

#### (1) 処理の責任等

①海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。

②海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない。

③市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。

④都道府県は、海岸管理者等に対し、必要な技術的助言等の援助をすることができる。

⑤市町村は、住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、海岸管理者に対し、必要な措置をとるよう要請することができる。

#### (2) 地域外からの海岸漂着物への対応

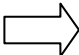
①都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流失したものであることが明らかであると認めるときは、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

②環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。

③外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、外交上適切に対応する。

④都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときにおいて、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

### 【海岸漂着物等の発生の抑制】

- 国及び地方公共団体は、 ①発生状況・発生原因に係る定期的な調査  
①から③に努める。 ②森林、農地、市街地、河川、海岸等における不法投  
棄防止に必要な措置  
③土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導

### 【財政上の措置】

- ①政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- ②政府は、国外又は他の地方公共団体から大量に海岸漂着物が漂着する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。
- ③政府は、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。

### 【海岸漂着物対策推進会議の設置】

- ①政府は、海岸漂着物対策推進会議を設け、総合的、効果的な推進を図るための連絡調整を行う。
- ②推進会議に専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。

### 【法制の整備】

- 政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置、その他総合的な支援の措置を実施するため、必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。
- ※本法については、施行から3年後に必要な見直しを行う。

※出典：環境省ホームページ